

新型コロナウイルスの感染防止対策における参加者が遵守すべき事項

令和5年3月13日から「マスクの着用の緩和」について政府から発表があり、これに基づいて、

① 全日本剣道連盟から3月13日付「マスクの着用について」

「令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。」

しかしながら、剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発生する武道ということに鑑み、「面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。」

と通達が発出されております。

東京都剣道連盟も

「試合時にはシールド（マウスガード）を着用し、面マスク等は個人の判断に委ねます。」とあります。

また、本大会を開催するエスフォルタアリーナ八王子は、

「施設利用時のマスクの着用は個人の判断に委ねます」とし、

- ・咳やくしゃみエチケット、大声での会話など周囲へご配慮いただくようお願い致します。
- ・スタッフのマスク着用は当面継続致します。
- ・入館時の手指の消毒、検温は引き続き行って参ります。

なお、全剣連の「面マスクを着用しない場合は」と、あることから、「面マスクを着用した場合は、シールドの着用の有無は？」

との問合せをしたところを、「シールドを着用することを基本とする。」と回答がありました。

以上のことから、「試合・稽古等においては、面マスクを着用しなくても、必ずシールドを着用する。」ものと思料されます。

以上のことから

② 本大会（東道連）は、次の事項を遵守することと致します。

- ・建物内の競技であること。
 - ・剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発生する武道ということに鑑み、
- ア、役員・審判員・選手・監督・応援付添者等は、館内においては常時不織布製マスクを着用すること。

イ、選手は、試合時には、シールドの下部の隙間が有る場合は、スポンジ状のもので塞ぎ開いていないもの（シールド（マウスガード）を必ず着用し、面マスク等は個人の判断に委ねます。

但し、試合が終了した選手は、速やかに面マスクを着用すること。

- ③ 「選手・関係者確認票」は、提出の必用はありません。
- ④ お帰りになる際は、座席等を除菌シート等で除菌してお帰りをお願い致します。
- ⑤ 惜しくも敗戦されたチームは、速やかな退館をお願い致します。

※参考（全剣連から）

- ① 高齢者が試合等に参加する場合は、面マスク及びスポンジ状のもので塞ぎ開いていないもの（シールド（マウスガード）の両方を着用する。
- ② 高齢者が道場や学体育施設等で稽古（少年指導を含む）をする場合も、面マスク及びマウスガードを着用する。（子どもからの飛沫を感染防止をするため。）
- ③ 「新型コロナウイルスの感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判方法」は、マスクの着用が緩和されても、しばらくはこのまま運用されるようです。